

平成20年3月21日

住戸部分入居者 各位

有限会社タンチョウコーポレーション

取引主任 小倉 善成

## 住宅用火災警報器設置工事のお知らせ

拝啓

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は弊社管理の物件をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、消防法令の改正に伴い、既存住宅に対しての住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。君津市では、平成20年5月31日までに設置しなければなりません。

弊社では、この改正に対応するため、5月31日までに住宅用火災警報器の設置を行います。

設置工事には、各部屋に立ち入る必要があるため、原則として入居者様の立会いが必要となります。ご多忙中誠に申し訳ございませんが、よろしくお願い申し上げます。

設置要綱は、下記のとおりとなります。

具体的日程については、今後施工業者と協議を行い、後日文書又は電話等にて通知致します。なお、個別に設置日をご希望の方は、下記お問い合わせ先までご連絡下さい。

敬具

記

設置要綱

### 1 設置場所

すべての居室（消防法令上では居室の内、寝室となっておりますが、入居者様の利便性を考慮し、すべての居室とします。）に取り付けます。具体的には、1K、1LDKのタイプには住宅用火災警報器を1個、2K、2DKのタイプには住宅用火災警報器を2個取り付けます。

### 2 設置時間

設置個数、その他条件等で異なりますが、おおむね30分以内に完了します。

### 3 設置費用の負担

すべて貸主にて負担致します。したがって、今回の設置に伴う入居者様のご負担はありません。ただし、今回取り付ける住宅用火災警報器は電池式となっており、今後電池切れによる電池交換（電池寿命はおよそ10年です。）の費用は入居様負担となりますのであらかじめご了承ください。

### 4 この件に関するお問い合わせ先

有限会社タンチョウコーポレーション

電話番号：0439-55-8222

E-mail:info@tanchou.co.jp

以上